

平成29年8月7日（月）
於：県社会福祉総合センター

平成29年度

小・中学校新教育課程（管理職等対象）説明会

説明内容

1. 新しい学習指導要領のポイント
2. 小・中学校学習指導要領（総則）について
3. 移行期間中における学習指導等について

1. 改訂の基本的な考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。
- 新たに前文を設置。新学習指導要領の考え方を明確に示す。

2. 改訂の要点

○「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体におわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等の目標及び内容を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理。

○我が国の教育実践の蓄積に基づく授業改善

子供たちが学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするため、これまでの学校教育の蓄積を生かし、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが重要。我が国の優れた教育実践に見られる普遍的な視点である主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進。

○各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

各教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力(言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等)や、現代的な諸課題に対応して求められる能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通して行うためには、学校全体として児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「**社会に開かれた教育課程**」の実現

各学校における「**カリキュラム・マネジメント**」の実現

何を学ぶか

どのように学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共（仮称）」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

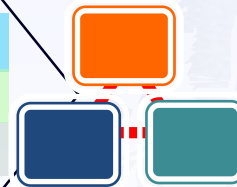
学習内容の削減は行わない※

主体的・対話的で深い学び（「**アクティブ・ラーニング**」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び



※高校教育については、些末な事実的知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

1. 新しい学習指導要領のポイント

新学習指導要領における「カリキュラム・マネジメントに関する記述」

小（中）学校学習指導要領

総則

第1 小（中）学校教育の基本と教育課程の役割

4 各学校においては、児童（生徒）や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価等

ア 各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

何ができるようになるか

- 小（中）学校教育の基本

何が身に付いたか

- 学習評価を通じた学習指導の改善

何を学ぶか

- 教育課程の編成

子供の発達を
どのように支援するか

- 児童(生徒)の発達の支援
- 特別な配慮を必要とする生徒への指導

どのように学ぶか

- 教育課程の実施

実施するために何が必要か

- 学校の指導体制の充実
- 家庭・地域との連携・協働

1. 新しい学習指導要領のポイント

新学習指導要領における「第1章 総則」の構成

どのように学ぶか
何が身に付いたか

小（中）学校学習指導要領 ※（ ）内は中学校

前文

第1章 総則

何ができるようになるか

第1 小（中）学校教育の基本と教育課程の役割

- 1 教育課程編成の原則
- 2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開
(1) 確かな学力、(2) 道徳教育、(3) 体育・健康に関する指導
- 3 育成を目指す資質・能力
- 4 カリキュラム・マネジメントの充実

第2 教育課程の編成

何を学ぶか

- 1 各学校の教育目標と教育課程の編成
- 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成
(1) 学習の基盤となる資質・能力
(2) 現代的な課題に対応して求められる資質・能力
- 3 教育課程編成における共通の事項
(1) 内容の取扱い
(2) 授業時数の取扱い
(3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項
- 4 学校段階等間の接続
(1) 幼児期の教育との接続及び低学年における教育全体の充実
((1) 小学校教育との接続及び義務教育学校等の教育課程)
(2) 中学校教育及びその後の教育との接続
((2) 高等学校教育との接続及び中等教育学校等の教育課程)

第3 教育課程の実施と学習評価

- 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
(2) 言語環境の整備と言語活動の充実
(3) コンピュータ等や教材・教具の活用、コンピュータの操作やプログラミングの体験
(4) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動
(5) 体験活動
(6) 課題選択及び自主的、自発的な学習の促進
(7) 学校図書館、地域の公共施設の活用
- 2 学習評価の充実
(1) 指導の評価と改善
(2) 学習評価に関する工夫

子供の発達を
どのように支援するか

第4 児童（生徒）の発達の支援

- 1 児童（生徒）の発達を支える指導の充実
(1) 学級経営、児童（生徒）の発達の支援
(2) 生徒指導の充実
(3) キャリア教育の充実
(4) 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実
- 2 特別な配慮を必要とする児童（生徒）への指導
(1) 障害のある児童（生徒）などへの指導
(2) 海外から帰国した児童（生徒）や外国人の児童（生徒）の指導
(3) 不登校児童（生徒）への配慮
((4) 学齢期を経過した者への配慮)

第5 学校運営上の留意事項

実施するために何が必要か

- 1 教育課程の改善と学校評価（、教育課程外の活動との連携）等
- 2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

第6 道徳教育に関する配慮事項

観点別学習状況の評価について

- 学習評価には、児童生徒の学習状況を検証し、結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能。
- 各教科においては、学習指導要領等の目標に照らして設定した観点ごとに学習状況の評価と評定を行う「目標に準拠した評価」として実施。
⇒きめの細かい学習指導の充実と児童生徒一人一人の学習内容の確実な定着を目指す。

学力の3つの要素と評価の観点との整理

【現行】

学習評価の4観点

関心・意欲・態度

思考・判断・表現

技能

知識・理解

【以下の3観点に沿った整理を検討】

学力の3要素 (学校教育法) (学習指導要領)

知識及び技能

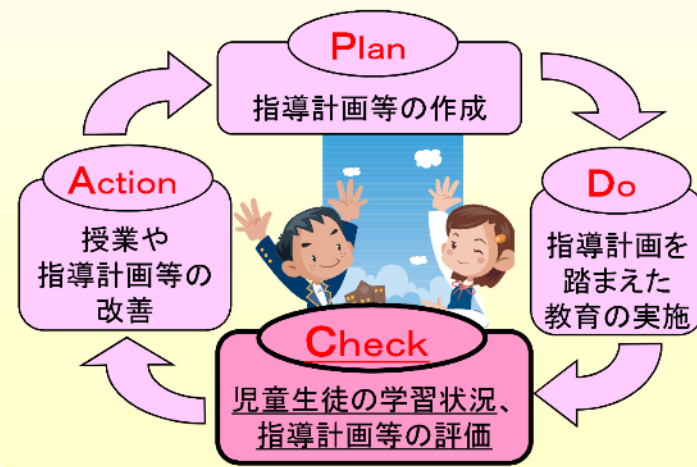
思考力・判断力
・表現力等

主体的に学習に
取り組む態度

学習指導と学習評価のPDCAサイクル

- 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善することが重要。

指導と評価の一体化



1. 総則改正の要点

※ () 内は中学校

○学習指導要領改訂の趣旨が教育課程の編成や実施に生かされるようにする観点から、

① 資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進める

② カリキュラム・マネジメントの充実

③ 児童(生徒)の発達の支援、家庭や地域との連携・協働を重視する

などの改善が行われた。

① 資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」

- ・学校教育を通して育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」に再整理し、それらがバランスよく育まれるよう改善されている。
- ・言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を教科等横断的な視点に基づき育成されるよう改善されている。
- ・資質・能力の育成を目指し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が推進されるよう改善している。
- ・言語活動や体験活動、ICT等を活用した学習活動等を充実するよう改善するとともに、情報手段の基本的な操作の習得やプログラミング教育を新たに位置付けている。

**小学校のみ*

② カリキュラム・マネジメントの充実

- ・カリキュラム・マネジメントの実践により、校内研修の充実等が図られるよう、章立てが改善されている。
- ・児童(生徒)の実態等を踏まえて教育の内容や時間を配分し、授業改善や必要な人的・物的資源の確保などの創意工夫を行い、組織的・計画的な教育の質的向上を図るカリキュラム・マネジメントを推進するよう改善されている。

③ 児童(生徒)の発達の支援、家庭や地域との連携・協働

- ・児童(生徒)一人一人の発達を支える視点から、学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実について示している。
- ・障害のある児童(生徒)や海外から帰国した児童(生徒)、日本語の習得に困難のある児童(生徒)、不登校の児童(生徒)など、特別な配慮を必要とする児童(生徒)への指導と教育課程の関係について示している。
- ・教育課程の実施に当たり、家庭や地域と連携・協働していくことを示している。

2. 改善・充実の具体的事項（主に新設の内容から）

第1 小(中)学校教育の基本と教育課程の役割

3 育成を目指す資質・能力（第1章第1の3）（解説p35）

児童(生徒)に知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指すに当たっては、各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしなが
ら教育活動の充実を図ること、その際には児童(生徒)の発達の段階や特性等を踏まえ、「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養という、資質・能力の三つの柱の育成がバランスよく実現できるよう留意
することを示す。

4 カリキュラム・マネジメントの充実（第1章第1の4）（解説p40）

各学校においては、児童(生徒)や学校及び地域の実態を適切に把握し、教育の目的
や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教
育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人
的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程
に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと(以下「カ
リキュラム・マネジメント」という。)に努めるものとする。

第2 教育課程の編成

1 各学校の教育目標と教育課程の編成（第1章第2の1）（解説p47）

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。その際、第5章総合的な学習の時間の第2の1に基づき定められる目標との関連を図るものとする。

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力

(1) 学習の基盤となる資質・能力（第1章第2の2の(1)）（解説p49）

各学校においては、児童(生徒)の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。)、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

(2) 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

(第1章第2の2の(2))（解説p53）

各学校においては、児童(生徒)や学校及び地域の実態及び児童(生徒)の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

2. 小(中)学校学習指導要領(総則)について

3 教育課程の編成における共通的事項 (第1章第2の3の(2)のウの(イ))

(2) 授業時数の取扱い (解説p63) (中:p64)

(イ)各教科等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科等の指導を行う場合において、教師が、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができること。

4 学校段階間の接続

(1) 幼児期の教育との接続及び低学年における教育全体の充実 (第1章第2の4の(1)(解説p73)

…(略)…特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

(1) 小学校教育との接続及び義務教育学校等の教育課程

(第1章第2の4の(1)) (中:解説p70)

小学校学習指導要領を踏まえ、小学校教育までの学習の成果が中学校教育に円滑に接続され、義務教育段階の終わりまでに育成することを目指す資質・能力を、生徒が確実に身に付けることができるよう工夫すること。特に、義務教育学校、小学校連携型中学校及び小学校併設型中学校においては、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。

(2) 中学校教育及びその後の教育との接続 (第1章第2の4の(2)) (解説p74)

中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領を踏まえ、中学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に義務教育学校、中学校連携型小学校及び中学校併設型小学校においては、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。

(2) 高等学校教育との接続及び中等教育学校等の教育課程

(第1章第2の4の(2)) (中:解説p72)

高等学校学習指導要領を踏まえ、高等学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。…

第3 教育課程の実施と学習評価

1 (1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(第1章第3の1の(1)) (解説p76)

第1の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童(生徒)の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を發揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方(以下「見方・考え方」という。)が鍛えられていくことに留意し、児童(生徒)が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう学習の過程を重視した学習の充実を図ること。

(3) コンピュータ等や教材・教具の活用、コンピュータの基本的な操作やプログラミングの体験 (第1章第3の1の(3)の(イ)) (解説p83)

イ 児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動

(5) 体験活動 (第1章第3の1の(5)) (中：解説p86)

生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。

2. 小(中)学校学習指導要領(総則)について

第4 児童(生徒)の発達の支援

1 児童(生徒)の発達を支える指導の充実

(1) 学級経営、児童(生徒)の発達の支援(第1章第4の1の(1))(解説p95)(中:p93)

学習や生活の基盤として、教師と生徒との信頼関係及び児童(生徒)相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ることを。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童(生徒)の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、児童(生徒)の発達を支援すること。

(3) キャリア教育の充実(第1章第4の1の(3))(解説p100)(中:p97)

児童(生徒)が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価等(、教育課程外の活動との連携等)

ア カリキュラム・マネジメントの実施と学校評価との関連付け

(第1章第5の1のア)(解説p119)(中:p118)

各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

イ 各分野における学校の全体計画等との関連付け

(第1章第5の1のイ)(解説p122)(中:p121)

教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。

学習指導要領改訂に伴う移行措置の概要

1. 移行期間における基本方針

- 新学習指導要領への移行のための期間（小学校：平成30、31年度、中学校：平成30～32年度）において、円滑な移行ができるよう内容を一部加える等の特例を設ける。
- 指導内容の移行がないなど教科書等対応を要しない場合は、積極的に新学習指導要領による取り組みができるようにする。特に、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することを旨とする新学習指導要領の趣旨を十分踏まえて指導されるようにする。

2. 移行措置の内容

（1）教科等ごとの取扱い

①総則、総合的な学習の時間、特別活動

→教科書の対応を要するものではないため、平成30年度から新学習指導要領による。

②指導内容や指導する学年の変更などにより特例を定める教科

→指導する学年の変更などにより指導内容の欠落が生じることないよう特例を定める。

【小：国語、社会、算数、理科 中：国語、社会、数学、理科、保健体育】

③上記以外の教科

→新学習指導要領によることができることとする。

【小：生活、音楽、図画工作、家庭、体育 中：音楽、美術、技術・家庭、外国語】

④道徳科

→平成27年3月の一部改正により特別の教科化をしており、小学校は平成30年度から新学習指導要領によることとし、中学校は平成31年度から新学習指導要領による（平成30年度は先行可能）。

（2）小学校における外国語

→次の表の授業時数とおりの外国語活動を実施することとし、新学習指導要領の外国語活動（3、4学年）及び外国語科（5、6学年）の内容の一部を加えて**必ず取り扱うものとする。**

3. 移行期間中における学習指導等について

3 授業時数の特例

平成30、31年度における外国語活動の授業時数及び総授業時数は、下表に定める時数を標準とし、外国語活動の授業時数の授業実施ために特に必要がある場合は、年間総授業時数及び総合的な学習の時間から15単位時間を超えない範囲内の授業時数を減じることができることとする。

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
外国語活動の授業時数			15	15	50	50
総授業時数	850	910	960	995	995	995

(この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。)

4 留意事項

- 目標や内容を2学年又は3学年まとめて示している教科については、全面実施の年度を見通した適切な指導計画を作成して指導すること。
- 移行期間中に実施する入学者選抜に係る学力検査における出題範囲は、特例の内容に留意し、学年ごとに児童生徒が履修している内容を踏まえたものになるよう十分配慮すること。

※移行期間中における学習評価の取扱い(平成29年7月7日29文科初第536号より抜粋)

移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に追加して指導する部分を含め、現行小(中)学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこととし、移行期間における外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、次のとおりとすること。

※小学校のみ

(1) 移行期間における第3学年及び第4学年における外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、総合所見及び指導上参考となる諸事項を記録する欄に、児童の学習状況における顕著な事項を記入するなど、外国語活動の学習に関する所見を文章で記述すること。

(2) 移行期間における第5学年及び第6学年における外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、引き続き、現在の取扱いと同様とし、外国語活動の記録の欄に文章で記述すること。なお、外国語活動については、引き続き、数値による評価は行わないこととし、評定も行わないものとする。

○本年度中に全ての小・中学校教員に新学習指導要領の趣旨等について周知徹底するため、本説明会への参加者には、各市町村（郡）単位で本説明会の内容等を各学校の代表者に必ず伝達することをお願いしています。さらに各学校の代表者が自校の全教員にその内容等を伝えるよう連絡しています。（学校代表参加者は自校の全教員に伝達するようお願いしています。）

ご協力をお願いします。

○本説明会での配布資料は当課のWebページからダウンロードすることができます。



県教育委員会のトップページ

